



働くという未来への歩みに
安心感と喜びを

令和8年5月号

未来歩 だより

健康診断、「実施して終わり」になっていませんか？

常時使用する労働者について健康診断の実施が義務付けられていることは広く知られており、今では多くの企業様が対応されているように感じています。では、健康診断は実施すればそれだけでOKなののでしょうか？答えはNOです。

健康診断の目的は「労働者の健康状態を把握して適切な労務管理を行うこと」です。つまり、会社は健康診断の結果を振り返り、労働者の健康状態をきちんと確認しなければなりません。健康診断の結果で異常の所見があると診断された労働者については、健康を保持するための必要な措置について医師の意見を聴かなければならないこととされています。

会社で実施する健康診断というと形式的なものに思われる方もいらっしゃるかもしれませんが、私の知人で会社の定期健康診断で初期のがんが見つかり早期発見・早期治療につながったという方もおりますので、ぜひその重要性を今一度認識いただきたいところです。

法定の健康診断にはいくつか種類があり、実施対象者の範囲も決められています。このあたりはなかなかややこしく顧問先からのお問合せも多いです。対応に迷われる会社様がいましたら未来歩がサポートさせていただきます！

今月のひとこと

京阪沿線の駅構内にある「もより市」が気に入っています。食の商店と呼ばれる新業態だそうで、新鮮なデリカやお寿司、通常は地元でしか売っていないスイーツなどが揃っています。先日は十三・喜八洲本舗のみたらし団子をゲットできました。



助成金や労務情報を積極的に
お届けする「提案型」の
社労士事務所です！

代表 特定社会保険労務士
かいとうあゆみ
皆藤 歩



「手間のかかる労務管理をアウトソーシングしたい」
「助成金を活用したい」といった具体的なお話から
「法律や人のことに悩まずに事業をしたい」
「人材確保と定着のために、法令遵守だけではなく
プラスアルファの取り組みをしたい！」
といったご相談まで、お気軽にお聞かせください。

みらいふ
社会保険労務士事務所 未来歩

〒550-0003 大阪市西区京町堀1-17-11

<https://miraif-sr.com/>

